

# 金沢市における建築基準法の容積率制限係数、高さ制限の数値等

令和3年4月1日現在

用途地域	容積率	前面道路幅員による容積率制限係数	建ぺい率	建築物の高さの限度	道路斜線	隣地斜線	北側斜線
法第48条	法第52条第1項	法第52条第2項	法第53条第1項	法第55条	法第56条第1項第1号別表第3(に)欄の数値	法第56条第1項第2号に基づく数値	法第56条第1項第3号に基づく数値
第1種低層住居専用地域	50%	0.4	30%	10m	1.25		5m+1.25
	60%	0.4	40%	10m	1.25		5m+1.25
	80%	0.4	50%	10m	1.25		5m+1.25
	100%	0.4	60%	10m	1.25		5m+1.25
第2種低層住居専用地域	80%	0.4	50%	10m	1.25		5m+1.25
	100%	0.4	60%	10m	1.25		5m+1.25
第1種中高層住居専用地域	200%	0.4	60%		1.25	20m+1.25	
第2種中高層住居専用地域	200%	0.4	60%		1.25	20m+1.25	
第1種住居地域	200%	0.4	60%		1.25	20m+1.25	
	200%	0.6	80%		1.5	31m+2.5	
第2種住居地域	200%	0.4	60%		1.25	20m+1.25	
準住居地域	200%	0.4	60%		1.25	20m+1.25	
近隣商業地域	200%	0.6	80%		1.5	31m+2.5	
	300%	0.6	80%		1.5	31m+2.5	
商業地域	300%	0.6	80%		1.5	31m+2.5	
	400%	0.6	80%		1.5	31m+2.5	
	500%	0.6	80%		1.5	31m+2.5	
	600%	0.6	80%		1.5	31m+2.5	
	700%	0.6	80%		1.5	31m+2.5	
準工業地域	200%	0.6	60%		1.5	31m+2.5	
工業地域	200%	0.6	60%		1.5	31m+2.5	
工業専用地域	200%	0.6	60%		1.5	31m+2.5	
用途地域の指定のない区域	100%	0.4	60%		1.5	20m+1.25	
	200%	0.4	60%		1.5	20m+1.25	
	300%	0.6	70%		1.5	31m+2.5	

※ 金沢市においては、高度地区、地区計画、高度利用地区の高さ、容積率、建ぺい率の制限があります。

第1種・第2種中高層住居専用地域は、条例により日影による建築物の高さ制限を定めているため北側斜線の適用なし。